男性が育児休業を取得したときの給付金について

令和4年10月より出生児育児休業給付金（産後パパ育休）が新設され、男性が育児休業を取得した場合、従来の育児休業給付金とどちらで申請すればよいのか、制度と申請方法等についてまとめました。

出生児育児休業給付金		育児休業給付金
子の出生日～8 週間を経過する翌日までの期間で、最大28日 （2回まで分割可） 出産予定日から取得可	期間	子の1歳の誕生日の前々日まで （2回まで分割可） 出産予定日から取得可
休業開始日前2年間の間に賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が12か月以上あること。	要件	休業開始日前2年間の間に賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が12か月以上あること。
・出生日・出産予定日の遅い方から8週間を経過する翌日以降 かつ ・休業を含む期間の賃金支払日以降 （休業中は無給の場合も含む） ・2回に分割取得した場合はまとめて申請	申請期間	休業開始日以降、 ・受給資格確認のみ ・上記+支給申請 （いずれか） →休業開始日から4か月経過する日の月末まで

2025年4月1日より出生日（または予定日）から8週経過する日の翌日までに通算して14日以上育児休業を取得した方は、上記給付金に加えて出生後休業支援給付金が支給されます。（最大28日分）

ポイント

「支払われた賃金」について・・・
育児休業給付金は育児休業期間中を対象とした賃金が支給単位期間内に支払われた場合に記載が必要となりますが、出生時育児休業給付金は日給月給制で休業中の賃金が減額されている場合でも、減額方法によっては「支払われた賃金」として記載が必要となることがあります。
詳しくは、窓口でお問い合わせください。

裏面へつづく

【取得例】

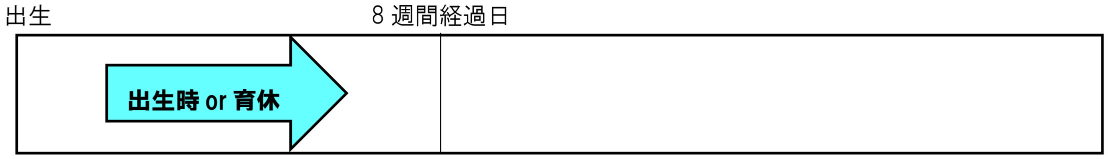

出生後 8 週間以内に育児休業給付金を申請することもできます。

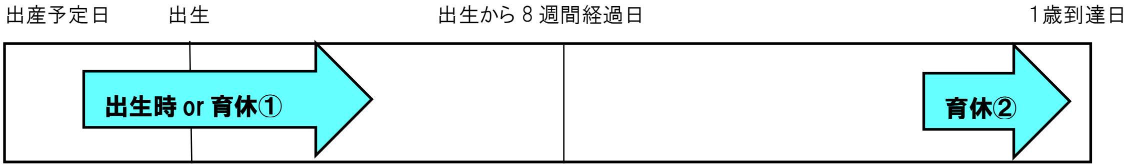

出生時の場合は最大28日間です。育休とした場合、分割取得で残り1回となるため、あと2回に分けて取得する場合は、出生時として申請してください。

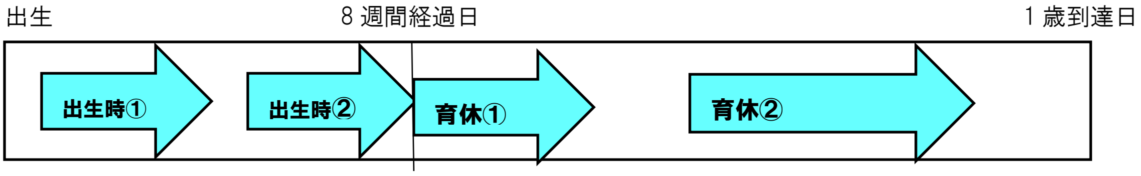

出生時①と出生児②は合計で最大28日間です。

出生児②と育休①を育児休業としてまとめて申請することもできます。

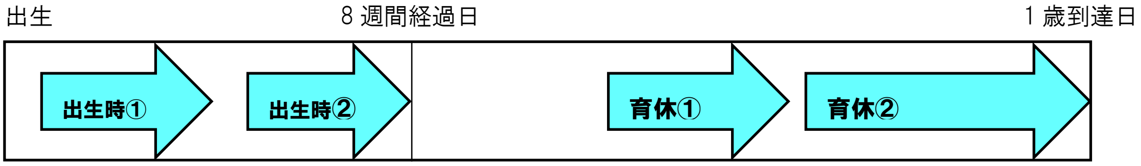

出生時①と出生児②は合計で最大28日間です。

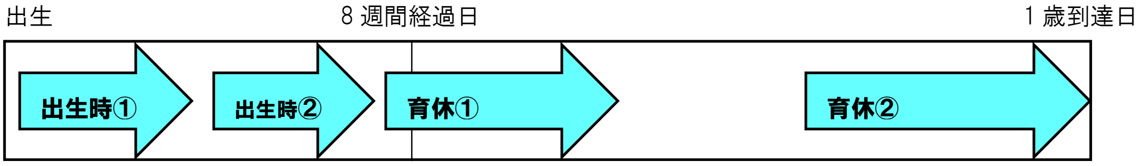

出生時①と出生時②で28日取得した場合、その後は育休として申請します。